

## 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

### 1 改正要旨

今年度の人事院勧告の状況等を総合的に勘案し、会計年度任用職員の給与について所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

#### (1) 給料表の改正（令和4年4月1日から適用）

会計年度任用職員給料表（別表第1(第3条関係)）の給料月額の一部を次のとおり変更するもの。

##### ア 1級1号から87号給

改正前 146,100円から244,900円

改正後 150,100円から245,100円

##### イ 2級1号から55号給

改正前 195,500円から271,800円

改正後 198,500円から272,000円

#### (2) 期末手当の支給割合の改正

会計年度任用職員に支給する期末手当の額の算出方法を次のとおり変更するもの。

##### ア 令和4年12月1日から

改正前 期末手当基礎額×100分の122.5×在職期間に応じた支給割合

改正後 期末手当基礎額×100分の127.5×在職期間に応じた支給割合

イ 令和5年4月1日から

改正前 期末手当基礎額×100分の127.5×在職期間に応じた支給割合

改正後 期末手当基礎額×100分の125×在職期間に応じた支給割合

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。ただし、2の(2)のイについては、令和5年4月1日から施行する。

(2) 2の(1)については令和4年4月1日から、2の(2)のイについては令和4年12月1日から適用する。